

## 食中毒予防対策について

これから気温が上がり、食中毒が発生しやすい季節を迎えます。大切な家族を守るためにも、以下の点に注意して食中毒を予防しましょう。

- (1)食事、調理の前には、手指をせっけんで洗いましょう。また、子どもには給食を食べる前に手指を洗うように教えましょう。
- (2)包丁、まな板、布巾などは流水でよく洗い、塩素剤等で消毒しましょう。
- (3)調理するときは十分に加熱し、調理後はできるだけ早く食べましょう。  
また、調理後に食品を保存するときは、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。
- (4)井戸水、受水槽を使用している場合には衛生管理に留意し、できるだけ加熱してから飲むようにしましょう。
- (5)汚染された食品から他の食品への汚染を防ぐため、包丁・まな板は肉・魚・野菜で使い分け、それぞれラップで密封して冷蔵庫に保存しましょう。
- (6)嘔吐、下痢等の症状がある場合には、直ちにかかりつけの病院を受診してください。



## 運転免許更新時講習のお知らせ

### 違反運転者講習(2時間)

7月4日(火) 15時から 天塩町社会福祉会館

### 初回更新者講習(2時間)

7月4日(火) 10時から 天塩町社会福祉会館

### 一般運転者講習(1時間)

7月4日(火) 13時45分から 天塩町社会福祉会館

### 優良運転者講習(30分)

7月4日(火) 13時から 天塩町社会福祉会館

## 7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

本運動推進に向けた内閣総理大臣のメッセージをご紹介します。

### 第67回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」の確保を通じて、責任ある社会の一員となるよう支えていくことが大切です。立ち直ろうとする人にとっては、地域の方々を始め、地方公共団体や様々な機関・団体による支えが何より重要であり、励みとなります。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。この法律の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

## 「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として10万円。平成28年度参加者以外は、複数回の応募をすることができます。

日程等の詳細は、**日本遺族会事務局**

(電話：03-3261-5521) までお電話ください。

お申込みは、**北海道遺族会**

(電話：0166-51-1040) へお申込みください。

### ＜実施地域＞

#### (広域地域)

- ①西部ニューギニア
- ②マリアナ諸島
- ③東部ニューギニア(1次)
- ④トラック・パラオ諸島
- ⑤マリアナ諸島
- ⑥北ボルネオ・マレー半島
- ⑦フィリピン(1次)
- ⑧ソロモン諸島
- ⑨ミャンマー(1次)
- ⑩台湾・バシー海峡

⑪東部ニューギニア(2次)

- ⑫ミャンマー(2次)
- ⑬フィリピン(2次)
- ⑭中国

#### (特定地域)

- ①西部ニューギニア
- ②ビスマーク諸島
- ③マーシャル・ギルバート諸島